

ルールで安全 マナーで安心 みんなの道路

道路は個人のものではなく、通行する全ての人のためのものです。誰もが気持ちよく利用できるようにルール・マナーを守りましょう。

問合せ先 道路課

みんな迷惑しています、あなたの無責任な管理

道路上にはみ出した樹木



所有者が責任を持って伐採を

道路上に飛び出した樹木は通行上の障害になるだけでなく、見通しが悪くなり事故を引き起こす原因となります。

道路上の乗り上げブロック



所有者が責任を持って撤去を

道路上に設置された乗り上げブロックは通行上、大変危険です。これを原因とする事故が起こった場合、設置者の責任を問われる可能性があります。なお、歩道は道路管理者に申請の上、自費で切り下げ工事を行うことができます。

穴あきなどを見つけたらご連絡をお願いします



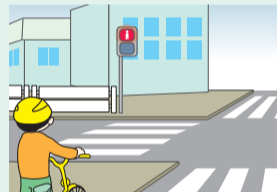
市道上の舗装の穴あき・通行上支障があるような大きな水溜りなどを発見した場合は、道路課まで電話またはEメール(kanri@city.hino.lg.jp)でご連絡ください。

その際に、対象の住所・現場写真などを添付していただくと速やかな対応に繋がります。ご理解とご協力をお願いします。

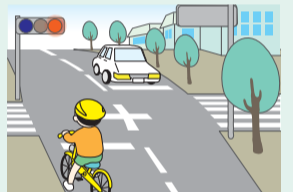
自転車にも守るべきルールがあります

ご存知ですか？自転車は道路交通法上「車両」の一種です。子どもからお年寄りまで、年齢に関係なく、多くの方が利用できる便利な乗り物ですが、危険な運転をする自転車への批判も高まっています。ルールとマナーを正しく守り、安全運転を心がけましょう。

信号に従う義務があります



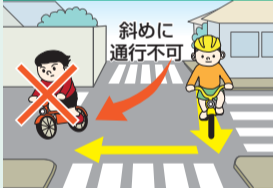
横断歩道を進行する自転車は歩行者用信号機に従わなければなりません。



信号機の設置してある交差点では歩行者用信号機および自転車横断帯のない交差点を進行する場合は対面する信号機に従って進行することになります。

交差点の通行方法

右折するときは…



できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

左折するときは…



交差点を左折するときは、できる限り「道路の左側端」に沿って徐行しなければなりません。

道路の横断

自転車横断帯



道路を横断しようとするときには、その付近に自転車横断帯がある場合は、横断帯を進行しなければなりません。また交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

横断歩道



横断歩道は歩行者の横断のための場所です。横断歩道上に歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降り、押して横断するようにしてください。

一時停止・徐行

一時停止



道路標識などにより一時停止すべきことが指定されているときは、停車線の直前(停止線がなければ交差点の手前)で一時停止しなければなりません。

徐行



道路標識などにより徐行すべきことが指定されている場合、左右の見通しのきかない交差点に入る場合、勾配の急な下り坂を通行する場合などは、徐行しなければなりません。

芸術文化の薫るまち 3月9日ひの煉瓦ホールで開催

『春の第九とアリア』コンサート

▶12月3日(火)からチケット発売

S席3,000円、A席2,000円、高校生以下1,000円

※車椅子席6席(S席)。付添人無料

発売場所 ひの煉瓦ホール(☎art@city.hino.tokyo.jp ☎587-7577)、七生公会堂※メール、電話、FAXでの受け付けあり

第1部:『アリア』オペラ『椿姫』など

第2部:ベートーベン『第九交響曲』

日 3月9日(日)午後3時から 場所 ひの煉瓦ホール 指揮・神宮章、

管弦楽・TAMA21交響楽団、ソプラノ・佐藤美枝子、アルト・清水華澄、

テノール・村上敏明、バリトン・カルロ・カン、

合唱・コーラルファンタジー in ひの、アンサンブルJ合唱団、

合唱指導・泉智之 保育あり※希望者は2月28日(金)までに電話☎文化スポーツ課

芸術担当(内線7711)



稲わら・竹細工講習会
お正月用ミニ門松作り
日 12月19日(木)午前9時30分〜11時30分
場所 緑化交流センター
定先 着30人 費300円
日 12月2日(月)から
電話☎(公財)環境緑化協会
(☎585・4740)

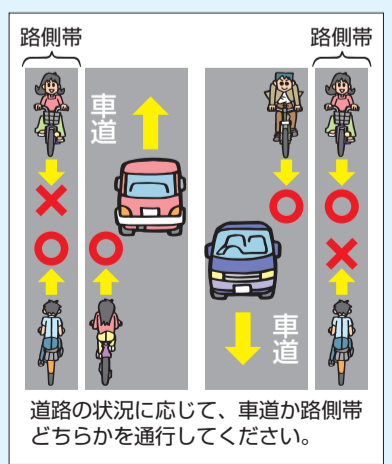


12月から道路交通法の一部を改正する法律が施行されます

自転車は道路の左側を走りましょう

自転車は、これまで路側帯の双方向で通行できましたが、自転車同士の衝突や接触事故の危険性があるため、自転車などの軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られることとなります。

日野警察署交通課(☎586-0110)、市防災安全課



▲路側帯通行方法(第17条の2)